

令和4年 第4回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和4年 第4回美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和4年4月25日 午前9時55分～午前10時35分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (14名)	1 番	荒 川 博 彦	2 番	真 田 佳 則
	3 番	大 場 男	4 番	成 田 敦 志
	5 番	上 村 昌 規	6 番	谷 口 学
	7 番	福 家 敏 春	8 番	平 間 初 美
	9 番	佐 藤 千 代 志	10 番	森 平 敏 文
			12 番	有 富 友 昭
		13 番	長 谷 川 宏	14 番
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員 (1名)	11 番	打 田 佳 史		
6 議事日程				
日程第1	総会会期の決定について			
日程第2	議事録署名委員の指名について			
日程第3	諸般の報告について			
日程第4	議案第1号	令和4年3月30日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について		
日程第5	議案第2号	土地の現況証明願書の交付について		
日程第6	議案第3号	美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について(除外)		
日程第7	議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)		
日程第8	議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について(賃貸借)		
日程第9	議案第6号	農用地利用集積計画(案)について(令和4年4月28日公告予定分)		
7 事 務 局	事務局長 栗 原 行 可			
	係 長 佐 藤 衡 一 主 事 餌 取 歩 巳			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

○事務局長 ただいまから、令和4年第4回美瑛町農業委員会総会を開会いたします。

本日の会議には、11番、打田委員から欠席の届出が提出されております。よって、本日の会議の出席委員は14名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることをご報告いたします。

これより町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。

ご着席ください。

○事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○会 長 皆さん、おはようございます。また、今日はですね、早朝より第1班による現地確認がございまして、大変ご苦労さまでした。今日はですね、新しく栗原局長と餌取さんを入れての初めての総会でございます。これからもよろしくお願ひしたいと思います。4月も、もう25日となり、農作業もですね、この好天でかなり進んでいると、専務の話によりますと、5日ほど早いのではないかということで、これから、まだ、しばらく天気が続くことを祈っているわけですが、委員の皆さんには、農作業事故等には十分気をつけて頂いてですね、秋には素晴らしい実りの秋を迎えて頂きたいと思ひます。なお、今日ですね、今まで大変お世話になりました福家委員が本日をもって農業委員を退任するという事で長い間ありがとうございました。お世話になりました。今日が最後の総会となります。ありがとうございました。今日ですね、夜もありますので、皆さん全員の出席をお願いしてですね、福家さんの、まだ元気なんですけど、まだこれから何回も美瑛の町で何回も会う機会がございすけども、福家さんの労を労りたいと思ひます。どうかよろしくお願ひします。

○事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長にお願ひいたします。

○議 長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。

○議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、1日限りにしたいと思ひます。ご異議あ

りませんか。

【無しの声】

○議長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。

○議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、2番、真田委員、9番、佐藤委員を指名いたします。

○議長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。

○事務局長 諸般の報告をいたします。

1番 令和4年3月30日、令和4年第3回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外13委員が出席しております。

2番 4月12日、美瑛町農業再生協議会通常総会 が開催され 会長が出席しております。

3番 4月13日、令和4年度上川地方農業委員会連合会総会が開催され、会長が出席しております。

4番 4月18日、美瑛町農業技術実証展示圃運営協議会監査が行われ、会長が出席しております。

以上です。

○議長 長 これで、諸般の報告を終わります。

○議長 長 日程第4、議案第1号、令和4年3月30日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認についての件を議題とします。議案第1号、番号1番から番号3番までの件については、一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約通知のあった貸主■■■■さん、借主■■■■さん外2件について、同法第18条第1項の但し書きの規定に該当するかの審議を求めるものです。

番号1番、土地の表示、字名■■■■、地番■■■■外6筆、面積計48,398㎡につきましては、貸主■■■■さんから、借主■■■■さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和4年3月30日付で合意解約です。後程、議案第6号にて売買がなされる予定です。

番号2番、土地の表示、字名■■■■、地番■■■■外1筆、面積計9,220㎡につきましては、貸主■■■■さんから、借主■■■■さんへの農地法第3条による賃貸借でしたが、令和4年4月8日付で合意解約です。後程、議案第6号にて売買がなされる予定です。

番号3番、土地の表示、字名■■■■、地番■■■■外1筆、

面積計 10,169 m²につきましては、貸主■■■■さんから、借主■■■■さんへの基盤強化法による賃貸借でしたが、令和4年4月8日付で合意解約です。

今回提出された3案件につきましては、通知書の記載内容等を確認したところ土地引き渡し6ヶ月以内に書面合意されているものであり、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長 これより議案第1号、番号1番から番号3番までの件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願ひます。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第1号、番号1番から番号3番までの件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願ひます。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第5、議案第2号、土地の現況証明願書の交付についての件を議題とします。

議案第2号、番号1番から番号3番について、一括して審議いたします。

番号1番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい。議案第2号、土地の現況証明願書の交付についてでございます。農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願書の提出のあった、■■■■さん外2件の証明書交付の可否について、次のとおり審議を求めるものです。

番号1番、土地の表示、字名■■■■。地番■■■■。

地目、登記簿、畑。現況、非農地。面積計988 m²です。

土地所有者■■■■、■■■■さん、申請者■■■■
■■■■さん。農振農用地区域外、都市計画区域外です。この土地につきましては、5年以上宅地として使用しており、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。

以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい。ただいま、事務局の説明のとおりでございます。現地確認しましたが、何の問題もないと思いますので審議のほうよろしくお願ひいたします。

- 議長 ありがとうございます。
番号1番について、現地調査の結果を、[]部会長よりお願いいたします。
- []部会長 はい。ただいま、地区担当委員さんの言われてましたとおり、現地を見る限り、何ら問題はないかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
続いて、番号2番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい、続きまして、番号2番、土地の表示、字名[]。地番[]。地目、登記簿、畑。現況、非農地。面積5,922㎡です。土地所有者及び申請者、[]さん。農振農用地区域外、都市計画区域外です。この土地につきましては、20年前まで畑の利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。以上で説明を終わります。
- 議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります[]委員から補足説明をお願いいたします。
- []委員 はい。ただいま、事務局からの説明のとおりです。この土地は、現況ではもう木が大きくなっており、畑では、使用出来なかなと思っております。審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
番号2番について、現地調査の結果を、[]部会長よりお願いいたします。
- []部会長 はい、この件に関しましても、現地を確認したところ、現状ではですね、白樺が大変生い茂っており難しいのかなという形ですので、何ら問題はないかと考えております。よろしくお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
続いて、番号3番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい、続きまして、番号3番、土地の表示、字名[]。地番[]外7筆。地目、登記簿、田。現況、非農地。面積計3,062㎡です。土地所有者及び申請者[]、[]さん。農振農用地区域外、都市計画区域内です。この土地につきましては、過去は田としての利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定している

ものであります。以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、現地調査の結果も含めて、■■■■部会長から補足説明をお願いいたします。

○■■■■部会長 はい。この件に関しましては、ただいま事務局のほうから説明のあったとおりでございます。かなり前より使用されておらず現在も状況は変わっていません。現状を見る限りでは、何ら問題はないと考えておりますのでよろしく申し上げます。

○議長 長 ありがとうございます。
これより番号1番から3番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議長 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第2号、番号1番から番号3番までの件を、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○議長 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 長 日程第6、議案第3号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、除外の件を議題とします。
それでは、議案第3号、番号1番について事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第3号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について除外となっております。農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の除外について、同法施行規則第3条の2第1項の規定により意見を附すので、審議をお願いするものです。
番号1番、土地の表示、字名■■■■、地番■■■■です、登記簿、現況、畑、面積計900㎡。所有者及び申出者は、■■■■
■■■■さん。除外目的は農家住宅建設敷地のための除外です。許可理由としては農地法施行規則第38条及び39条に基づくものとなります。以上で説明を終わります。

○議長 長 議案第3号、番号1番について、現地調査の結果を、■■■■部会長よりお願いいたします。

○■■■■部会長 はい、ただいま事務局より説明のあったとおりでございます。農業用住宅の建設ということで何ら問題はないかと考えております。

- 議 長 ありがとうございます。
これより、議案第3号、番号1番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、
採決いたします。
議案第3号、番号1番について、原案どおり決定することに
賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 続いて、議案第3号、番号2番について事務局から説明をお
願いします
- 事務局 はい、番号2番、土地の表示、字名■■■■、地番■■■■、
登記簿、畑、現況、山林、面積計4,482㎡となっております。
所有者及び申出者は、■■■■、■■■■さんです。
除外目的は現況等を考慮しての除外です。許可理由としては
国が示したガイドラインに基づくものとなります。
以上で説明を終わります。
- 議 長 議案第3号、番号2番について、現地調査の結果を、■■■■
部会長よりお願いいたします。
- 部会長 はい。ただいまの件につきましては、現地調査を確認した限
りではですね、農地としての、価値もないですし、シラカバな
どが生い茂っておりまして、現状を見る限り、問題はないかと
考えております。
- 議 長 ありがとうございます。
これより、議案第3号、番号2番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、
採決いたします。
議案第3号、番号2番について、原案どおり決定することに
賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第7、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請
について、所有権移転の件を議題とします。

議案第4号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請所有権移転でございます。農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のあった、譲渡人■■■■さん、譲受人■■■■さん、外2件の許可の可否について審議を求めるものです。

なお、本3案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件をすべて満たしています。機械、労働力、技術、通作距離等をみても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。

番号1番、土地の表示、字名■■■■、地番■■■■、1筆、面積計59㎡につきましては、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転申請です。

申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約■■■■kmの箇所で、権利設定の理由は、当該農地処分の為、譲受人に売却したい。譲受人は、上記理由により承認願いますとのこと。

価格は5,000円で10a当り85,000円です。

詳細につきましては議案4ページをご確認ください。

以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい、ただいま事務局からの説明のとおりです。この土地につきましては、この後報告のある議案第6号の農用地利用集積計画案の3番のところ土地の隣接する土地でありまして、面積が少なく、諸条件も違うためこのように別扱いとして扱っております。審議のほどよろしくをお願いします。

○議 長 ありがとうございました。
これより議案第4号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第4号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 続いて、議案第4号、番号2番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、それでは番号2番、土地の表示、字名■■■■、地番■■■■、1筆、面積計69㎡につきましては、譲渡人■■■■

さんから、譲受人[]さんへの売買による所有権移転申請です。申請箇所は JR 美瑛駅から[]に約[]km の箇所で、権利設定の理由は、当該農地処分の為、譲受人に売却したい。譲受人は、上記理由により承認願いますとのことです。価格は 6,000 円で 10a 当り 87,000 円です。詳細につきましては議案 5 ページをご確認ください。

以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります[]委員から補足説明をお願いします。

○[]委員 はい、事務局の説明のとおりです。先ほどの件と同じように、議案第議案第 6 号の集積の計画の 4 番目ですね。土地の土地に付随する土地でありまして、先ほどと同じように条件が違うということで、このような方法をとっております。審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 ありがとうございます。
これより議案第 4 号、番号 2 番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第 4 号、番号 2 番の件を、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 続いて、議案第 4 号、番号 3 番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、番号 3 番、土地の表示、字名[]、地番[]、外 4 筆、面積計 8,498 m²につきましては、譲渡人[]さんから、譲受人[]さんへの売買による所有権移転申請です。申請箇所は JR 美瑛駅から[]に約[]km の箇所で、権利設定の理由は、当該農地処分の為、譲受人に売却したい。譲受人は、上記理由により承認願いますとのことです。価格は 278,000 円で 10a 当り 32,713 円です。詳細につきましては議案 6 ページをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■委員 はい、内容については、ただいま事務局の説明があったとおりです。■■■さんの離農に伴う土地の処分で、後で出てきます議案6号の部分に付随した土地ですが、条件等の違いより単価が違うので別段持っているものです。離農に伴う売買で何ら問題ないと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○議 長 ありがとうございます。
これより議案第4号、番号3番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願ひます。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第4号、番号3番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願ひます。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第8、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、賃貸借の件を議題とします。

議案第5号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請についてとさせていただきます。農地法第5条の規定による転用許可申請のあった、貸主■■■さん、借主■■■さんの許可の可否について 審議を求めるものです。

番号1番、字名■■■、地番■■■、1筆、地目、登記簿、現況ともに田。面積は1,600㎡。申請箇所はJR美瑛駅から■■■に約■■■kmの箇所で、土地所有者■■■さんで、転用計画者の■■■さんによる従業員休憩室の建設と従業員駐車場及び作業通路の造成のための賃貸借設定の転用許可申請です。

申請地は、町が定める農業振興地域整備計画において指定される農振内農用地域内ですが、農林課にて現在施設用地への変更申請中で、農地法第5条第2項の規定による転用であり、転用はやむを得ないと認められます。

詳細につきましては議案7ページをご確認ください。

以上で説明を終わります。

- 議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■委員から補足説明をお願いします。
- 委員 はい、ただいま事務局の説明のとおりです。また、先ほど見て頂いた現地確認をして頂きましたとおり、住宅の隣のほうに、従業員のための、休憩場と駐車スペースを作りたいということの申請でございます。問題はないと思いますのでよろしくお願ひいたします。
- 議長 長 ありがとうございます。
これより議案第5号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願ひます。
【なしの声】
- 議長 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第5号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願ひます。
【全員挙手】
- 議長 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 長 日程第9、議案第6号、農用地利用集積計画、案について、令和4年4月28日公告予定分の件を議題とします。
議案第6号、番号1番については、■■■番、■■■委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、■■■委員の退席をお願いいたします。
【■■■委員退席】
それでは、議案第6号、番号1番について、審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 はい、議案第6号、農用地利用集積計画、案について、令和4年4月28日公告予定分■■■■■さん、外13件、改善組合承認済み、から利用権の設定等、所有権の移転5件、賃貸9件、について、申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案について、審議をお願いいたします。
番号1番につきましては、離農に伴う賃貸借です。
番号1番 ■■■■、■■■■■さんから、■■■■■、■■■■■さんへの賃貸借、田1筆、畑10筆、計190,000㎡。1,300,000円で10aあたり田6,900円、畑6,800円です。
以上で説明を終わります。

- 議 長 これより、議案第6号、番号1番について質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、
採決いたします。
議案第6号、番号1番について、原案どおり決定することに
賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 ■委員の入場を認めます。
【■委員入場】
- 議 長 ■委員にお知らせします。本件は原案とおりに決定されま
したことをお知らせします。
- 議 長 続いて、議案第6号、番号2番から番号14番までについて、
一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 番号2番につきましては、賃借地の売買です。
番号2番、■、■さんから、■、■
さんへの売買、田2筆、9,220㎡。2,121,000円で10aあたり
230,000円です。
番号3番及び4番につきましては、所有地処分に伴う売買
です。
番号3番、■、■さんから、■、■
さんへの売買、畑6筆、59,596㎡。5,364,000円で10aあた
り90,000円です。
番号4番、■、■さんから、■、■
さんへの売買、畑1筆、84,545㎡。7,609,000円で10aあた
り90,000円です。
番号5番につきましては、離農に伴う売買です。
番号5番、■、■さんから、■、■
さんへの売買、畑4筆、採草放牧地4筆、計186,234㎡。
13,978,000円で10aあたり畑92,700円、採草放牧地40,000
円です。
番号6番につきましては、相続地処分に伴う売買です。
番号6番、■、■さんから、■、■
さんへの売買、畑7筆、48,398㎡。3,150,000円で10aあた

り 65,100 円です。

番号7番から11番につきましては、一時休業に伴う賃貸借です。

番号7番、[REDACTED]、[REDACTED]さんから、[REDACTED]、[REDACTED]さんへの賃貸借、畑1筆、6,600 m²。19,800 円で10 a あたり3,000 円です。期間は5年間です。

番号8番、[REDACTED]、[REDACTED]さんから、[REDACTED]、[REDACTED]さんへの賃貸借、田4筆、17,199 m²。165,000 円で10 a あたり9,600 円です。期間は1年間です。

番号9番、[REDACTED]、[REDACTED]さんから、[REDACTED]、[REDACTED]さんへの賃貸借、田1筆、8,415 m²。81,000 円で10 a あたり9,600 円です。期間は1年間です。

番号10番、[REDACTED]、[REDACTED]さんから、[REDACTED]、[REDACTED]さんへの賃貸借、田2筆、11,150 m²。102,000 円で10 a あたり9,100 円です。期間は1年間です。

番号11番、[REDACTED]、[REDACTED]さんから、[REDACTED]、[REDACTED]さんへの賃貸借、田4筆、18,840 m²。161,700 円で10 a あたり8,600 円です。期間は1年間です。

番号12番につきましては、経営縮小に伴う賃貸借です。

番号12番、[REDACTED]、[REDACTED]さんから、[REDACTED]、[REDACTED]さんへの賃貸借、田1筆、9,808 m²。80,000 円で10 a あたり8,200 円です。期間は4年間です。

番号13番につきましては、賃貸借契約の更新です。

番号13番、[REDACTED]、[REDACTED]さんから、[REDACTED]、[REDACTED]さんへの賃貸借、田4筆、28,587 m²。285,870 円で10 a あたり10,000 円です。期間は2年間です。

番号14番につきましては、[REDACTED]からの賃貸借です。

番号14番、[REDACTED]から、[REDACTED]、・・・さんへの賃貸借、畑8筆、65,404.29 m²。91,560 円で10 a あたり1,400 円です。期間は4年11ヶ月です。

以上、設定を受ける者、14件、10名、4法人

設定をする者、14件、13名、1法人

田、19筆、114,727 m²

畑、37筆、566,944.29 m²

採草放牧地、4筆、62,325 m²

計、60筆、743,996.29 m²

以上で説明を終わります。

○議長 これより、議案第6号、番号2番から番号14番までについて質疑に入ります。

発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第6号、番号2番から番号14番までについて、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

- 議 長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。
以上をもちまして、令和4年第4回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和4年4月25日

美瑛町農業委員長

只 野 透

美瑛町農業委員

真 田 佳 則

美瑛町農業委員

佐 藤 千代志